



本会議での討論

請願第1号 いちご農園補助金問題の解明と、市民に対し市長の謝罪と説明責任を果たすよう、議会として求める請願書

賛成

藤田 昭 議員

執行の意思形成過程が大変不透明な中での概算払いと思われる経過があり、市長は説明責任を果たしていない。さらに同じ過ちを繰り返さないよう、補助金交付規則等の補完や個々の補助金交付要綱等の整備が必要である。

反対

澤本 長俊 議員

補助金返還請求にいたるまでの経過について、議会は説明を受けている。現在、民事訴訟の係争中であり、司法による方向性が示された時点での詳細説明は必要だと考えるが、市長自ら記者会見を行い、補助金の返還のため、全庁あげての取り組みも明言されている。

賛成

森脇 徹 議員

県下5市が補助金交付規則の中に市長裁量特例条項を設け、規定の準用や提出文書規程を定めているが、高島市は明文化されておらず、大津市は市長裁量条項を定めていない。問題を一度と繰り返し返さないためには、規定の創設と変更が必須であり、請願を採択すべきだ。

万木 豊 議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されており、令和4年10月18日付けで市議会が行なった刑事告発についても不起訴（起訴猶予）とはなったものの、これは市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたものである。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

そのほかにも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからもこれらを含めて度重なる不祥事を引き起こし、その度に多岐にわたる報道により、議会に対する信頼の失墜をくり返し引き起こしている。こうしたことは起訴不起訴に関わらず大きな問題である。

このような経緯から、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

以上の内容を第1回臨時会および3月定例会で可決し、決議しました。